

# 性の多様性に関する理解促進業務委託仕様書

## 1 業務の目的

県では、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進に向けて取り組む中、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3年4月1日に施行しました。

本業務は、性のあり方にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる多様な生き方を認め合う社会の実現に向けて、県民向けの啓発ブック作成や県民・企業向けの研修動画などを作成し、性の多様性に関する理解を促進することを目的とします。

なお、本事業は、地方創生の充実・強化に向け、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の支援などをする内閣府の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用し、実施するものです。

## 2 業務名

性の多様性に関する理解促進業務

## 3 委託期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 県民向け啓発ブックの内容作成

性の多様性についての理解を深め、性の多様性を認め合う環境づくりを促すための啓発ブックを作成します。

ア. 啓発ブックの作成にあたっては、幅広い世代に対してわかりやすく伝える内容としてください。

イ. 啓発ブックの構成については、次のとおり一例を示しますが、例にかかわらず、事業の目的達成に効果的な項目を提案してください。

(項目例)

- ・はじめに（啓発ブックの目的）
- ・性の多様性に関する基礎知識
- ・アウティング、ハラスメント対策に関する内容
- ・留意しておくべき項目
- ・状況別による例を挙げる
- ・三重県の取組、啓発品紹介 など

ウ. 下記の資料のほか関係法令を踏まえたうえで、啓発ブックの作成をしてください。

- ・「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」平成29年12月策定（別添資料1）

- ・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」  
令和3年4月1日施行（別添資料2）
- ・「三重県パートナーシップ宣誓制度」実施要綱  
令和3年9月1日施行（別添資料3）
- ・企業向けガイドブック「性の多様性を認め合い誰もが働きやすい職場づくりのために」 令和4年3月発行（別添資料4）
- ・「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン～LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）について理解を深め、行動する～」 令和4年4月改訂（別添資料5）
- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」  
令和4年5月施行（別添資料6）

## （2）啓発ブックの作成及び電子データの提出

（1）により作成した内容を、ブックとして県民のすべての方が活用しやすいように作成・編集し、印刷のうえ納品してください。ブックのタイトルは委託者と協議のうえ決定することとします。

- ・B5サイズ、カラー両面印刷、16ページ程度としてください。
- ・用紙はマットコート紙、A判、57.5kg以上とすること。
- ・1500部印刷したうえ、令和7年1月20日までに納品してください。
- ・校正回数は必要に応じて3回まで行います。
- ・文字校正の段階で内容の修正を依頼することがあります。
- ・ブックの製本と加工については、県と協議のうえ、決定することとします。

作成した啓発ブックは県ホームページに掲載するため、電子データ（PDF）を提出してください。

## （3）県民・企業向け研修動画作成

啓発ブック作成に伴い、県民および県内企業を対象として、性の多様性に関する理解促進のための研修動画を作成します。

### ○動画作成・周知用チラシデータ作成業務

以下の内容の動画・チラシデータを作成します。

#### （1）尺・本数

15分程度・2本以上 ※（4）内容（ア）①、②は必須

#### （2）用途

（ア）三重県ホームページ上で公開

（イ）YouTube等、SNS上等で公開

#### （3）形式

実写、アニメーション、CG等形式は問いません。

#### （4）内容

- (ア) 下記の2本は必ず作成することとします。
- ① 作成した啓発ブックをもとにした基礎編
  - ② 企業向けガイドブック（令和4年3月発行）を参考に企業の方に向けた職場編

(イ) 作成動画のイメージ

動画の構成イメージは下記を基本とします。

- a BGM サウンド、背景、イラスト・挿絵・テロップ等はフリー素材で対応してください。
- b 撮影、編集、ディレクション等一切の業務を含みます。
- c YouTube 等の SNS 上で閲覧できるためのエンコードを含みます。

- (ウ) 講師もしくは監修者として、三重県出身または在住の LGBTQ 等当事者にすること。また、性の多様性について、知識や研修実績のある適切な者を県と協議のうえ、選定する。

(エ) 動画周知用チラシデータ作成

県民や企業に周知できる内容のチラシデータを作成してください。

(5) 納品形態・納品締め切り

- (ア) 三重県ホームページ、YouTube 等での配信が可能なようにデータを編集し記録した電子データを MP4 のファイル形式で USB メモリに保存して納品してください。併せて、チラシデータについても USB メモリに保存して納品してください。

- (イ) 研修動画及びチラシデータについては、令和7年1月20日までに県に納品することとします。

(6) 留意事項

- (ア) 完成までに、県による複数回の内容確認および修正指示の機会を設けてください。

- (イ) 音楽素材やイラスト等の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにしてください。

- (ウ) フル HD 以上の解像度の動画を製作すること。

(4) その他の提案

- (1)～(3) 以外に、事業に追加することで高い効果が得られると期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。

上記(1)～(4)の実施に必要なその他の費用はすべて委託金額に含むものとします。

## 5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら

ら進めるものとします。

(2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。

(3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。

(4) 著作物の利用及び著作権

(ア) 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、同法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の納品をもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとします。

(イ) (ア) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の納品時点までに当該著作権を取得したうえ、発注者に譲渡するものとします。

(ウ) 成果品等のうち、(ア) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ）できるものとします。

(エ) 成果品等のうち、(ア) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとします。

(オ) 発注者は著作権法第 20 条第 2 項、第 3 号及び第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとします。

(カ) 受託者は、(ア) に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとします。

(キ) 受託者は、(イ) に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとします。

(ク) (カ) (キ) の著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとします。

(ケ) 著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとします。

(コ) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合

は、書面により発注者に届けるものとし、発注者は発注者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとします。

- (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではないものとします。
- (6) 見積もりには、委託業務に必要な費用の一切を含めることとします。

## 6 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとします。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

## 7 納品する成果品

委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けることとします。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (3) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (4) 上記資料に関する電子データ 一式（USBメモリ、CD-R等）

## 8 特記事項

- (1) 契約の履行にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定を遵守してください。なお、個人情報保護に関する法律第176条、180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工

程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。